

第2編 各 論

第1章 大臣官房

第1節 農業基本法関連事項

1 食料・農業・農村の動向に関する 年次報告等

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は「平成12年度において講じようとする食料・農業・農村施策」及び「平成11年度食料・農業・農村の動向に関する年次報告」を平成12年4月4日に閣議決定し、同日付けで第147回国会に提出した。

前者については、11年9月6日に開催された第1回食料・農業・農村政策審議会において内閣総理大臣（小渕恵三）からの諮問を受け、同審議会施策部会において4回にわたる検討を行った後、12年3月15日に開催された第2回食料・農業・農村政策審議会において案が妥当である旨の答申を得ている。

後者については、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という食料・農業・農村基本法の4つの基本理念を念頭に置きつつ、食料・農業・農村の特徴的な動向と課題、並びに今後展開される具体的な施策の方向やその必要性について、広く国民各層の理解と指示が得られるよう、その素材を提供することを基本とした。

その要旨は、以下のとおりである。

(1) 食料の安定供給

ア 我が国の食料消費・食生活

女性の社会進出や生活スタイルの多様化を反映して、調理済みの食材や弁当類の購入、外食が増加し、これらが食料消費支出に占める割合は、平成10年で26.6%に達している。その背景として、消費者自身の「食事は家庭で作るもの」という意識が変化し、料理に手間を掛けないことへの抵抗感が薄らいできていることがあげられる。

また、厚生省の「国民栄養調査」により昭和35年以降の栄養摂取の推移をみると、糖質の摂取比率が減少する一方で脂質の比率は増加し、近年は適正比率の上限とされる25%を超えている。栄養バランスの崩れに伴う生活習慣病の増加も懸念され、国民一人ひとりが

「食生活の見直し」を意識していくことが重要となっている。

「食」に関する正しい情報の提供を通じた国民の食生活の改善に向け、農林水産省は厚生省や文部省とともに「食生活指針」を取りまとめ、全国運動を展開することとしている。また、子ども達の食生活の乱れ、「食」への無関心等の様々な問題に対応するためには、家庭だけでなく、学校教育の一環としても食に関する教育に取り組むことが重要である。

イ 食料自給率と食料安全保障

我が国の食料自給率を供給熱量ベースでみると、昭和40年の73%から、平成10年には40%まで低下している。低下要因は、米消費の減少や輸入飼料に依存する畜産物消費の増加等食生活の変化によるものと、麦・大豆の国内生産の減少等生産面の要因に分けられる。上記の33年間でみると食生活の変化に基づく低下が約3分の2を占めているが、60年以降の13年間でみると、逆に生産面の要因が6割を占める。即ち、長期的には食生活の変化が、短期的には国内農業生産の減少が自給率低下に大きく影響している。

食料・農業・農村基本法に基づき12年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」では、基本的には国民に供給される食料の5割以上を国内生産で賄うことが適当としたうえで、計画期間内（平成22年までの10年間）での実現可能性や関係者の取組み状況、施策の推進への影響を考慮し、自給率の10年後の目標数値を45%（供給熱量ベース）と設定した。これを実現するため、国内農業生産の拡大を図るとともに、国民の食生活改善を促すことが必要である。

また、食料安全保障を図るには、自給率向上だけでなく、凶作や輸入の途絶等の不測時における最低限の食料供給の確保が必要である。このため、事態のレベルに応じた対策を明らかにし、適正な食料備蓄の実施や食料の緊急増産・流通制限等を行うための体制整備、内外の食料需給に関する情報基盤整備等を進めることが重要である。

ウ 食料の安定供給を支える食品産業と安全・良質な食料の供給

我が国の食料供給システムをみると、16.2兆円（国

内産13兆円、輸入3.2兆円)の農・水産物が、食品産業における加工・流通を経る過程で価値が付加され、最終的な消費段階では80.4兆円に高まっている。最終消費の内訳は、生鮮食品が20%、加工食品が50%、外食が30%で、生鮮食品の割合が低下する一方、他は上昇傾向にある。食品産業と農業は、原料農産物の供給を通じてこのように強く結び付いているが、近年、食品産業向けの輸入食料が大幅に増加している実態にあり、食品産業が求める原料農産物の国内生産・供給体制の整備や食品産業と農業の連携の強化が重要となっている。

また、国民の安全な食品に対する意識が高まり、食品産業における安全性確保対策も活発化する中で、平成11年7月に、食品表示の充実強化や有機食品の検査認証・表示制度の創設等を内容とするJAS法が改正され、生鮮食料品すべてに対し原産地表示が義務付けられたほか、13年4月から遺伝子組換え食品の表示が実施予定となっている。

エ 世界の穀物需給と農産物貿易の動向

世界の食料需給は、最近では緩和傾向で推移しているが、今後の人口増加や所得向上に伴う畜産物消費の拡大等により、穀物需要は大幅な増加が見込まれている。一方、生産面では農用地拡大の制約や環境問題の顕在化等により、中長期的には食が不足する可能性が指摘されている。農産物の貿易動向については、アジアやアフリカ等の開発途上国で輸入が増加する一方、輸出は米国や南米のシェアが拡大し、少数の輸出国に依存する傾向が強まっている。

オ WTOをめぐる動き

現行のWTO(世界貿易機関)農業協定は、食料輸入国と輸出国、先進国と開発途上国の間の公平・公正な貿易ルールという観点からは不十分といえる。我が国は「次期交渉に向けての日本の提案」を取りまとめ、公正な貿易ルール確立を図るためには、各国の農業が共存できる国際規律の構築を交渉の目的とすべきとして、農業の多面的機能の重要性、食料安全保障への配慮等について各国への働きかけを継続している。

(2) 農業の持続的発展

ア 我が国農業の特質

農業の形態は地域の自然条件や社会・経済条件に左右される。我が国では、高温多雨な夏に適した水田農業が発達し、生産安定性に優れ栄養性に富む水稻の生産が主に行われてきた。また、古くからかんがいのための農業水利施設が整備され、水の利用において個々の農家が強く結び付いた農業集落が形成されてきた。

イ 我が国農業を支える基盤

平成11年の農業就業人口(販売農家)は384万5千人で、前年より1.2%減少しているうえ、65歳以上が51.3%と過半数を占めている。新規就農者数は近年増加し、10年の新規就農青年数(39歳以下)は1万1千人、高齢離職就農者を合わせた全体数は6万4千人で、5年に比べ2倍強となっている。また、新規参入者は、その支援に取り組む市町村ほど多いことが明らかになっている。

農地は、昭和36年の609万haをピークに11年には487万haまで減少しており、この間に約100万haが拡張された一方で、転用や耕作放棄等によるかい廃面積が約220万haに達している。優良農地の確保には適切な土地利用計画が必要であり、また、耕作放棄の防止・解消には、担い手の育成等ソフトとほ場整備等ハードの取組みの連携による担い手への農地集積の促進が有効である。

農業用水は、我が国の水使用全体量の3分の2に当たる約590億 m^3 を占めるが、水田かんがい用水の大部分が地下水となるか下流河川に還元されるなど循環的に利用されている。また、農業用のみならず集落の防火、消流雪、景観形成、生態系・水質保全等の地域用水機能を発揮している。しかしながら、集落の混住化や農業者の高齢化等による施設管理水準の低下が懸念され、管理体制の整備・強化が重要となっている。

農業技術については、今後、経営体質の強化等農業の現場を支える技術と、ゲノム解析等農業技術の革新が期待される技術に重点を置くとする研究目標が11年11月に公表された。また、国民の関心が高まっている遺伝子組換え技術に関しては、安全性に十分配慮し国民の理解を得つつ開発を進めることが必要である。

ウ 多様な担い手の確保と農業経営

認定農業者等の効率的かつ安定的な経営体や集落営農、サービス事業体、第3セクター等の多様な担い手を育成し、相互が補完し合う仕組みをつくる必要がある。また、農業就業者の6割を占める女性や、中山間地域における貴重な担い手である高齢者が、安全に農業に取り組める生産条件や環境整備を進めることが重要である。

農業生産法人は、有限会社の形態を中心に増加しており、経営者としての意識改革、経営体質の強化等に有効なほか、地域における雇用の創出、新規就農者の育成、農地の有効活用等の場面で貢献している。

エ 農産物の需給動向と水田を中心とした土地利用型農業の発展

米の需給バランスは、過去最大規模の生産調整の実施等を通じ回復傾向にあるが、依然、国産米在庫量は

適正備蓄水準の上限200万トンを上回っている。米の価格は、自主流通米の入札制度の改善から需給動向に敏感に反応する傾向にあり、今後は、需要に応じた米の計画的生産が一層重要となっている。

水田における麦・大豆の生産は、米の生産調整規模の変動に伴い作付面積が大きく増減するなど、十分な定着がみられない。単収や品質の変動が大きく、ニーズに適切に対応した供給体制も不十分であり、栽培技術の普及や品種の開発等を通じた収量や品質の向上・安定化を図ることが重要となっている。また、国内における飼料生産は、近年横ばい傾向にあるが、その生産拡大を図ることは、畜産飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上につながるとともに、畜産における生産コストの低減、経営の安定化等においても極めて重要である。

今後は、水田を有効に活用した麦・大豆等の国内生産の拡大や、収益性の高い安定した水田農業経営の確立が必要である。このため、平成11年10月に、米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図ることを柱とする「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」が決定された。

オ 農業の循環機能の維持増進

農業のもつ物質循環機能を活かした環境保全型農業は、販売価格、粗収益及び所得の有利性がある一方で収量が不安定、労力がかかるといった問題がある。また、現場での浸透は依然不十分な状況にあり、関連技術の開発・普及、全国的な認証方式の確立等により推進を図る必要がある。

また、家畜排せつ物の適切な管理の強化及び資源(有機質肥料)としての有効利用の促進、食品やその他農産物に由来する有機性廃棄物と合わせた資源化・リサイクルのための循環利用システム構築が重要である。

(3) 農 村 の 振 興

ア 農村の現状

農村の人口は継続的に減少しており、特に中山間地域等では過疎化が大きな問題となっている。農業集落は、高度経済成長期以降の混住化の進行により農家率が大きく低下し、中山間地域を中心に集落の縮小や消滅も発生している。人口集中地区からの時間距離が集落規模の変化に大きく影響しており、文化、医療、教育、娯楽等の市街地に依存せざるを得ない場合の多い利便性の享受にかかる条件が定住を左右する重要な要因となっている。このため、就業機会の確保、生活環境の整備や交通条件の改善等による、生活者に魅力のある地域づくりが必要となっている。

また、農村は、高齢者が生涯現役として農作業や地

域活動を続けられる場であり、その実現に向けた条件整備や、要介護となった高齢者を地域ぐるみで支える福祉体制の充実が必要である。

イ 農業の有する多面的機能の発揮

適切な農業生産活動の継続により生じる多面的機能には、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承等様々なものがあり、国民生活及び国民経済の安定にとり重要である。多面的機能には国民の強い期待が寄せられており、とりわけ、一般に河川等の上流域に位置する中山間地域は、多面的機能の発揮を通じ下流域の住民の生活基盤を守る防波堤の役割を果たしている。

また、中山間地域に関しては、耕作放棄地率が平地の2倍以上となっており、近年、第3セクターの設立や棚田等オーナー制度による農地の保全管理等の様々な取り組みが各地で始められているが、全国的に広がる耕作放棄に対しては不十分な状況となっている。このため、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、不利な条件で農業を継続するための費用を支援する直接支払制度が導入されることとなった。

ウ 農村の総合的な振興

農村の基礎的な生活環境整備は立ち遅れ、定住を促進するうえで重要な課題となっている。農業生産基盤と生活環境が密接に関連する農村の特性を踏まえ、これらの総合的な整備を推進する必要がある。一方、農村の景観や豊かな自然に「ゆとり」、「やすらぎ」、「いやし」等を求める都市住民は多く、美しく豊かな田園空間の創造に資するため、景観や自然環境の保全、地域資源の循環利用等への積極的な配慮が必要となっている。このため、農村の地域特性に即した整備が必要であり、また、市町村合併や広域連合等による行政サービス効率化等の取り組みも各地で進められている。

農村の活性化に関しては、農産物加工等を軸とした産業振興や多様な地域資源を活かした事業活動、地域住民による景観づくり等の共同活動が全国各地で取組まれている。

また、都市と農村との交流が活発化する一方で、交流活動の運営上の課題も明らかになりつつある。今後、国民の農業や農村に対する理解を深めるためにも、都市住民のニーズを踏まえたソフト・ハード両面からの条件整備と長期的観点到った活動が必要である。

第2節 栄典関係

1 生存者叙勲

国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与し、特に功績顕著であるとして勲章を授与された者は次のとおりである。

ア 平成11年4月29日（144名）

勲三等瑞宝章

榎	勇	奥	野	忠	一
梶	原	敏	宏	金	子
金	田	辰	夫	熊	野
泉	田	收	中	島	哲
西	部	慎	三	馬	場
藤	谷	超	本	多	藤
増	田	甚	平		

勲四等旭日小綬章

青	木	昭	二	芦	澤	賢	一
泉	敏	郎	須	恵	務	三	
武	下	静	夫	續	省		
丹	羽	昭	茂				

勲四等瑞宝章

伊	藤	明	井	上	亨
遠	藤	庸	大	嶋	榮
小	澤	聰	小	原	隆
外	記	栄	阪	本	功
佐	々	木	高	橋	淳
谷	澤	茂	遠	峰	進
中	瀬	辰	成	末	正
能	登	外	藤	代	久
宮	崎	康			郎

勲五等双光旭日章

天	野	一	男	安	藤	堯
池	田	増	穂	今	井	正
小	川	俊	雄	音	田	六
木	下	清		木	村	榮
小	寺	仁	左	鈴	木	文
高	階	哲	雄	高	梨	敏
田	中	辰	夫	豊	田	武
長	尾	峰	五	半	田	勝
松	岡	定	夫	山	下	久

勲五等宝冠章

竹 田 カ ツ

勲五等瑞宝章

青	木	武	夫	青	木	美	一
---	---	---	---	---	---	---	---

我	妻	宗	雄
井	坂	登	喜
伊	藤	敬	一
内	海	誠	
大	橋	慶	三
川	田	信	喜
北	本	市	夫
喜	納	豊	明
河	野	薫	
齋	藤	一	郎
櫻	井	勇	
佐	藤	静	夫
佐	野	全	
篠	田	豊	郎
杉	田	一	郎
滝	澤	久	之
鳥	塚	晴	見
林		市	郎
福	本	正	彦
益	富	時	春
松	田	繁	雄
森	山	博	
山	川	龍	雄

勲六等単光旭日章

安	形	銚	太
五	十	嵐	雅
犬	伏	善	照
小	澤	芳	朝
笠	原	輝	夫
小	面	仁	三
杉	目	一	郎
爲	清	博	已
長	田	昭	
畑		滋	和
松	永	操	一
柳	谷	茂	
山	路		

勲六等瑞宝章

井	上	正	人
大	熊	茂	雄
鈴	木	豊	
堀	越	幹	悟
吉	村	留	男

勲七等青色桐葉章

近 川 秋 雄

勲七等瑞宝章

朝	倉	巖
石	川	權
伊	藤	晏
大	塚	嘉
河	合	準
菊	地	光
木	戸	久
窪	園	忠
粉	川	昭
酒	井	勇
佐	々	木
佐	藤	芳
佐	山	壽
島	崎	博
鈴	木	義
竹	岡	幸
長	谷	川
足	田	國
増	田	豊
松	尾	嘉
村	山	行
柳	川	金
山	田	邦

芦	田	國
石	川	正
奥	村	己
小	田	二
熊	谷	博
志	田	安
高	橋	数
中	村	良
長	沼	茂
細	谷	力
眞	野	基
山	岸	清
米	田	長

印	南	榮
古	畑	義
藤	原	松
南	園	幹

治 弘 雄

浅 香 千代吉 蘆 田 雄太郎
 中 條 平 治 中 川 庄 一
 イ 平成11年11月3日 (133名)
 勲二等旭日重光章
 堀 内 巳 次
 勲二等瑞宝章
 佐 藤 秀 一
 勲三等旭日中綬章
 塚 田 實
 勲三等瑞宝章
 浦 野 省 吾 小 林 和 夫
 品 田 正 道 高 野 信 雄
 林 健 一 藤 澤 浩 明
 藤 沼 善 亮 松 本 廣 治
 矢 崎 市 朗
 勲四等旭日小綬章
 浅 野 英 世 内 田 祥 三
 緒 方 辰 興 蟹 江 嘉 信
 祐 森 節 二 高 山 和 夫
 萩 原 俊 彦
 勲四等瑞宝章
 石 坂 仁 兵 市 川 道 明
 太 田 和 夫 大 橋 松 雄
 小 山 正 邦 齊 藤 喜 久 雄
 三 瓶 信 次 篠 田 辰 彦
 定 司 稔 弥 林 栄 弥
 東 野 義 次 細 田 安 兵 衛
 勲五等双光旭日章
 池 田 文 夫 岩 上 雄 三 郎
 太 田 昌 三 岡 本 佳 則
 垣 貫 一 郎 木 村 達 夫
 國 枝 榮 一 黒 田 脩
 後 藤 仁 太 郎 佐 々 木 繁
 椎 野 正 戸 谷 徳 一
 中 野 義 昭
 勲五等瑞宝章
 安 部 武 利 安 保 富 雄
 稲 岡 稔 井 上 正 次 郎
 今 井 市 治 今 井 健 彦
 浦 島 一 夫 岡 信 一
 尾 形 弘 之 岡 本 金 一
 萩 野 榮 奥 田 豊
 奥 村 豊 海 寶 貞 亮
 開 米 佐 太 郎 久 保 芳 雄
 小 出 正 員 合 田 保 夫
 清 水 晴 夫 清 水 康 夫

末 原 勝 實 菅 原 博 治
 高 木 千 賀 良 高 杉 貞 美
 高 橋 章 文 高 村 耕 作
 多 田 政 信 田 中 進
 田 中 千 尋 谷 哲 美
 谷 垣 欽 示 谷 本 正 富
 辻 村 辰 次 郎 寺 田 久 司
 戸 谷 甚 一 面 岡 香
 畑 茂 久 服 部 幸 雄
 羽 山 卯 之 吉 原 田 數 躬
 彦 根 利 孝 深 見 吉 太 郎
 福 井 利 男 藤 本 和 也
 松 岡 弘 松 坂 勝 郎
 松 原 尚 夫 三 浦 秀 雄
 村 上 古 志 夫 安 田 鉄 夫
 矢 田 雄 一 山 ノ 内 健 壽
 和 田 進 渡 邊 亘

勲六等单光旭日章
 阿久澤 勝 史 乾 昌 秋
 猪 股 一 郎 梅 田 政 勝
 小 嶋 重 雄 男 澤 榮
 折 笠 角 弥 亀 井 三 夫
 菊 地 吉 衛 門 小 面 義 一
 嶋 田 弘 高 木 榮 作
 高 橋 昭 太 郎 高 山 壽 夫
 竹 澤 元 治 堤 朝 吉
 成 田 義 昭 原 忠 為
 前 田 道 孝 三 浦 幸 之
 森 正 三 山 口 初 男

勲六等瑞宝章
 阿蘇品 和 親 阿 部 清 見
 奥加一 昭 雄 作 田 與 市
 紫 竹 啓 次 瀬 之 口 正 夫
 谷 口 諒 半 田 正
 堀 川 正 文

勲七等瑞宝章
 伊 藤 要 小 野 山 徳 次
 櫻 本 誠 一 三 浦 一

2 褒章条例による表彰

(1) 黄 綬 褒 章

業務に精励し、衆民の模範であるとして黄綬褒章を授与された者は次のとおりである。

ア 平成11年4月29日 (64名)

楠 木 初 男 森 久次郎
 森 昭 三 大 平 昌

鈴木彦太	日野茂
比佐茂	富山登
阿久津哲大	市田金一
松原延壽	高橋重雄
時田勉	田谷忠雄
折原烈男	小谷健一
高野喜八郎	田口勇
遠藤正	廣沢昭二
川島良一	横川善一
一柳敏夫	山田巽
久保田利直	大坪錠次郎
新間溥二	長瀬泰市
間瀬悦基	稲垣翠
犬飼俊明	榊原文一
辻讓	富田精一
波多野文雄	平井義廣
嶋田弘	中川藤三郎
山口秀雄	小村貢昭
柴田武	清水昭
高瀬磐夫	大西鍛
中井喜代文	福角正數
森嶋禮司	森保弘
南谷平八	坂本一夫
西村聰二	勝村篤博
吉原孝行	大和肇
近藤義弘	松本明
相原嘉壽雄	中野強
濱地重信	寺丸武
木場信雄	中村幸人
榎本彌生	平田忠雄

イ平成11年11月3日(54名)

船田稔	牧野靖平
宮田勇	佐藤林一
佐藤信平	菊地眞
石原貞一	黒沼昭栄
加藤守	出川己代造
稲葉菊太郎	井上茂三郎
田口信雄	野村吉利
吉川進	古谷牛雄
袴一雄	大泉豊秋
崎田三朗	高田脩
竹原善朗	大久保城男
春日甲子雄	曾我稔夫
増島正孝	伊藤亨
野田幸男	羽田英男
井上正之	明松正二

笹山孝次	長谷川六造
藤原喜代子	小儀俊光
財木英二郎	高井健一
上田秀宣	菊本力
植松康貝	中谷弘
森田和茂	船原典
早川忠一	濱川幸一
田中徳市	松浦千尋
古賀三嗣	三原勝榮
中尾米治	深川岩次
米ヶ田研男	岡村博之
天川清	狩川正則

(2) 藍綬褒章

公衆の利益に興し、成績著名であるとして藍綬褒章を授与された者は次のとおりである。

ア 平成11年4月29日(5名)

藤原厚	高橋平馬
大石弘	花島満
窪田洋司	

イ平成11年11月3日(6名)

秋元秀夫	北里一郎
中垣英男	茂木友三郎
長澤利久	藤田庸右

第3節 国会関係

1 平成11年中の国会状況

平成11年において次の2国会が開催された。

表1

国会回次	召集日	閉会日	会期
第145回通常国会	11. 1.19	11. 8.13	207日間
第146回臨時国会	11.10.29	11.12.15	48日間

2 第145回通常国会

(1) 国会審議の概要

前年から続けられていた自由民主党と自由党の政策協議は、第145回国会に先立つ平成11年1月13日に、安全保障の基本原則の確認、政府委員制度の廃止、副大臣制度の導入、衆議院比例代表定数の50削減、閣僚数の2名削減等について合意に達し、これを受けて、1月14日に小渕内閣総理大臣は内閣改造を行い、自自連立政権が発足した。

第145回国会は、1月19日に召集され、8月13日までの207日間(延長57日間)の会期で行われた。

召集日に、開会式が行われた後、衆参両院の本会議

において、小淵内閣総理大臣の施政方針演説、高村外務大臣の外交演説、宮澤大蔵大臣の財政演説及び堺屋経企庁長官の経済演説の政府4演説が行われた。

代表質問は翌20日から3日間衆参両院の本会議で行われ、自自連立、安全保障・外交、衆議院定数削減、景気・税制、沖縄問題等について質疑が行われた。

平成11年度総予算は、いわゆる15か月予算の考え方のもと、平成10年度第3次補正予算と一体的に、当面の景気回復に向け全力を尽くす観点から編成されたもので、1月19日に国会に提出された。1月22日に(衆)(参)予算委員会で提案理由説明を聴取し、1月25日から(衆)予算委員会で審査が行われた。民主、共産、社民の野党3党が、委員会運営のあり方をめぐって、2月15日・16日(午前)の集中審議を欠席したが、その後は順調に審査が進められ、2月19日に同委員会及び(衆)本会議で可決された。2月22日から(参)予算委員会で審査が行われ、3月17日に同委員会及び(参)本会議で否決された。両院の議決が異なったため、同日両院協議会が開会されたが、成案が得られず、憲法の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成11年度総予算が成立した。なお、3月17日における予算成立は、戦後最速のものであった。

この間、憲法批判発言、石垣島リゾート開発に絡む捜査指示、米国人俳優の入国関係書類の私蔵疑惑などの問題で、野党各党から辞任を求められた中村正三郎法務大臣が3月8日に辞表を提出し、後任には陣内孝雄参議院議員が任命された。

総予算成立後の重要課題である日米防衛協力のための指針関連法案(ガイドライン関連法案)については、第142回国会に提出された後継続審査となっていたが、2月16日に(衆)本会議において「日米防衛協力のための指針に関する特別委員会」(ガイドライン特委)の設置が決定され、3月12日に(衆)本会議で趣旨説明を聴取した後、同特委に付託され、審査が行われ、4月26日に自民、公明党改革クラブ(明改)、自由3会派の共同提案により一部修正された上で、同特委でまた、4月27日に(衆)本会議において可決された。また、参議院においては、4月26日に(参)本会議において「日米防衛協力のための指針に関する特別委員会」(ガイドライン特委)の設置が決定され、衆議院からの送付後、4月28日に(参)本会議で趣旨説明を聴取した後、同特委において審査が行われ、5月24日に同特委及び(参)本会議において可決され、成立した。

また、新たな農林水産省設置法案を含む中央省庁等改革関連法案については、5月18日に(衆)本会議で趣旨説明を聴取した後、(衆)行政改革特別委員会にお

いて審査が行われ、6月9日に同特委で、翌10日に(衆)本会議で可決された。参議院に送付後、6月11日に(参)本会議で趣旨説明を聴取し、(参)行財政改革・税制等に関する特別委員会において審査が行われ、7月8日に同特委及び(参)本会議で可決され、成立した。

さらに、地方分権一括法案については、5月13日に(衆)本会議で趣旨説明を聴取した後、(衆)行政改革特別委員会において中央省庁等改革関連法案と一括されて審査が行われ、自民、民主、明改、自由、社民5会派共同提案により一部修正された上で6月10日に同特委で、翌11日に(衆)本会議で可決された。参議院に送付された後、6月14日に(参)本会議で趣旨説明を聴取し、(参)行財政改革・税制等に関する特別委員会において中央省庁等改革関連法案と一括されて審査が行われ、7月8日に同特委及び(参)本会議で可決され、成立した。

また、7月8日に、70万人を超える規模の雇用創設を目指すため緊急雇用対策費など総額5,429億円を追加計上する平成11年度補正予算が国会に提出され、衆参両院の本会議で7月12日に宮澤大蔵大臣の財政演説、翌13日にそれに対する質疑が行われた。その後、(衆)予算委員会で14日、15日に審査が行われ、15日に同委員会及び(衆)本会議で可決された。参議院に送付後、(参)予算委員会で16日、19日に審査が行われ、19日に同委員会で、21日に(参)本会議で可決され、成立した。

(2) 農林水産関係法案審議の概要

当省関係では、食料・農業・農村基本法案を含め17法案(このうち農林水産省設置法案については中央省庁等改革関連法案に含まれる。)が国会に提出され、このうち16法案が成立した。また、議員立法である米の臨特法案が成立した。しかし、農林年金法案については、7月27日に国会提出されたが、付託・審査されないまま、会期終了日の8月13日に(衆)本会議で(衆)農林水産委員会で閉会中審査を行うこととなり、継続審査となった。

今国会で成立した法律のうち、食料・農業・農村基本法については、3月9日に国会提出され、5月7日に(衆)本会議において趣旨説明の聴取及びこれに対する質疑が行われた。同日、同法案は(衆)農林水産委員会に付託され、5月11日に同委員会で提案理由説明を聴取し、5月13日より内閣総理大臣への質疑を含め7回にわたる政府に対する質疑を行ったほか、5月24日にいわゆる地方公聴会が、5月26日に公聴会が行われた。6月2日に、質疑を終局した後、自民、民主、明改、自由、社民の5会派共同提案による修正案が提

出され、同修正案のとおり、同委員会で、また、6月3日に（衆）本会議において修正議決された。同修正案が参議院に送付された後、6月4日に（参）本会議において趣旨説明の聴取及びこれに対する質疑が行われた。同日、同法案は（参）農林水産委員会に付託され、同委員会で提案理由説明を聴取し、6月8日より内閣総理大臣への質疑を含め5回にわたる政府に対する質疑を行ったほか、6月15日にいわゆる地方公聴会が、7月6日に公聴会が行われた。7月8日に、質疑を終局し、同委員会で可決され、7月12日に（参）本会議で可決され、成立した。なお、この本会議においては、食料・農業・農村政策に関する決議が行われている。

（3）国会制度改革について

政府委員制度の廃止や副大臣等の設置等の国会制度改革については、自自連立の政策合意を踏まえ、自自のプロジェクトチームで協議し、その合意文書が国対委員長会談で報告された。その後、各党の実務者協議が行われ、6月14日に自民、自由、民主、明改の4党で合意された。この4党合意を踏まえ、（衆）議院運営委員会の起草による委員長提出法案として、「国会審議活性化法案」が7月13日に同委員会及び（衆）本会議で可決された。参議院に送付後、7月26日に（参）議院運営委員会及び（参）本会議で可決され、成立した。

国会審議活性化法の概要は以下のとおり。

- ① 衆参両院に国家基本政策委員会を次期常会から設置することとする。
- ② 政府委員制度を第146回国会から廃止するとともに、政務次官が国会に出席し発言できることとする。
- ③ 政務次官を8名増員し、総数32名とする。
- ④ 中央省庁等改革に併せて副大臣、大臣政務官等を設置する。

（4）会期末の状況

8月11日、民主党から提出された小渕内閣不信任案が（衆）本会議で否決され、次いで開会された（参）本会議が組織的犯罪対策3法案や住民基本台帳法改正案の採決をめぐって翌12日にかけての徹夜国会になるなど、会期末まで与野党の攻防が続いたが、8月13日に衆参両院の本会議で一連の会期末処理をして第145回国会は閉会した。なお、住民基本台帳法改正案については、参議院において、地方行政・警察委員長の間報告を求め採決され、可決成立したが、中間報告を受けての本会議採決は24年ぶりであった。

3 第146回臨時国会

（1）国会審議の概要

9月21日に小渕内閣総理大臣が自民党総裁に再選された後、自由、公明両党との連立政権樹立に向け政策協議が行われ、10月4日に衆院定数削減などの政治行政改革、消費税の福祉目的税化などを盛り込んだ政策合意がなされた。これを受けて、翌5日に内閣改造が行われ、小渕第2次改造内閣が発足し、農林水産大臣には玉沢徳一郎衆議院議員が任命された。

第146回国会は、平成11年10月29日に召集され、12月15日までの48日間の会期で行われた。

召集日当日、開会式が行われた後、衆参両院の本会議において、小渕内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

代表質問は11月2日と4日に衆参両院の本会議で行われ、自自公連立、介護保険、オウム対策、原子力行政等について質疑が行われた。

前国会で成立した国会審議活性化法に基づき、今国会より政府委員制度が廃止された。また、次期常会から施行される国家基本政策委員会の試行として、内閣総理大臣と野党党首が国政の重要課題を巡って1対1で論戦を交わす党首討論（クエスチョンタイム）が衆参予算委員会合同審査会として、11月10日に衆議院で、11月17日に参議院で計2回行われた。

11月25日に、経済新生対策を具現化するため社会資本整備費、中小企業等金融対策費など総額6兆7,890億円を追加計上する平成11年度第2次補正予算が国会に提出され、同日に衆参両院の本会議で宮澤大蔵大臣の財政演説が行われたが、質疑は、国民年金法改正案などの採決に関する審議の空転で遅れ、12月1日に（衆）（参）本会議で行われた。その後、（衆）予算委員会で6日、7日に審査が行われ、7日に同委員会及び（衆）本会議で可決され、参議院に送付され、（参）予算委員会で8日、9日に審査が行われ、9日に同委員会及び（参）本会議で可決され、成立した。

前国会から継続された国民年金法等改正案等3法案は、11月16日の（衆）本会議で趣旨説明の聴取及びこれに対する質疑が行われた後、17日から（衆）厚生委員会で審査が行われたが、26日に与党三党が採決を行い、これに反発した民主、共産、社民の野党三党は（衆）（参）全委員会の審議を拒否し、国会は空転した。伊藤（衆）議長が、①（衆）厚生委の判断で補充的質疑、参考人質疑などを行う②本会議への上程は現場の判断で行う③12月1日の（衆）本会議で第2次補正予算への代表質問を行うという議長裁定を示し、11月30日より

表2 第145回国会（通常国会）における農林水産省関係法律案等の審議経過

件名	提出年月日	衆議院本会議	参議院本会議	公布年月日 番 号
◎主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案	11. 2. 2	11. 3.17	11. 3.31	11. 3.31 法律第29号
◎森林開発公団法の一部を改正する法律案	11. 2.10	11. 5. 7	11. 6. 4	11. 6.11 法律第70号
◎農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案	11. 3. 5	11. 5. 7	11. 6. 4	11. 6.11 法律第69号
◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	11. 2.23	11. 5. 7	11. 7.23	11. 7.30 法律第115号
◎持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案	11. 2.26	11. 7.22	11. 4.16	11. 7.28 法律第110号
◎肥料取締法の一部を改正する法律案	11. 2.26	11. 7.22	11. 4.16	11. 7.28 法律第111号
◎家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案	11. 3. 5	11. 7.22	11. 4.16	11. 7.28 法律第112号
◎食料・農業・農村基本法案	11. 3. 9	11. 6. 3	11. 7.12	11. 7.16 法律第106号
◎農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案	11. 3. 9	11. 7. 1	11. 7.28	11. 8. 4 法律第120号
◎特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案	11. 2.23	11. 6.24	11. 5. 7	11. 6.30 法律第82号
◎卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案	11. 3. 9	11. 7.15	11. 5. 7	11. 7.26 法律第109号
◎農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	11. 3. 9	11. 7.15	11. 5. 7	11. 7.22 法律第108号
◎漁船損害等補償法の一部を改正する法律案	11. 2.10	11. 4.15	11. 5.14	11. 5.21 法律第46号
◎持続的養殖生産確保法案	11. 2.26	11. 4.15	11. 5.14	11. 5.21 法律第51号
◎農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	11. 7.27	継続審議		
◎農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	11. 3.26	11. 7.29	11. 8. 6	11. 8.13 法律第124号
◎農林水産省設置法案	11. 4.28	11. 6.10	11. 7. 8	11. 7.16 法律第98号
〈議員立法〉				
◎平成十年度の緊急生産調整推進対策水田営農確立助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院大蔵委員長提出）	—	11. 2. 2	11. 2.10	11. 2.16 法律第1号

国会は正常化された。その後、（衆）厚生委員会で、補充的質疑、参考人質疑、いわゆる地方公聴会が行われ、12月7日に「確認のための採決」により3法案は可決され、同日（衆）本会議で可決された。参議院に送付後、3法案は12月10日の（参）本会議で趣旨説明の聴取とそれに対する質疑が行われ、共済年金4法案と併せ、年金改革7法案として（参）国民福祉委員会で14日に提案理由説明を聴取したが、審査されないまま、継続審議となった。

(2) 農林水産関係法案審議の概要

当省関係では、前国会から継続審査となっていた農林年金法案が（衆）農林水産委員会で11月17日に提案

理由説明を聴取した後、24日に審査し、12月7日に同委員会及び（衆）本会議で可決された。参議院に送付後、年金3法案及び他の共済年金法案と併せ年金改革7法案として（参）国民福祉委員会で14日に提案理由説明を聴取したが、審査されないまま、継続審議となった。

また、独立行政法人個別法関係59法律案（うち農林水産省提出は17法律案）については、（衆）行政改革に関する特別委員会で11月17日に提案理由説明を聴取した後、17日から審査が行われ、24日に同特委で可決され、翌25日に（衆）本会議で可決された。参議院に送付後、（参）行財政改革・税制等に関する特別委員会で

表3 第146回国会（臨時国会）における農林水産省関係法律案等の審議経過

件名	提出年月日	衆議院本会議	参議院本会議	公布年月日 番 号
◎独立行政法人農林水産消費技術センター法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第183号
◎独立行政法人種苗管理センター法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第184号
◎独立行政法人家畜改良センター法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第185号
◎独立行政法人肥飼料検査所法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第186号
◎独立行政法人農薬検査所法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第187号
◎独立行政法人農業者大学校法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第188号
◎独立行政法人林木育種センター法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第189号
◎独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第190号
◎独立行政法人水産大学校法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第191号
◎独立行政法人農業技術研究機構法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第192号
◎独立行政法人農業生物資源研究所法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第193号
◎独立行政法人農業環境技術研究所法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第194号
◎独立行政法人農業工学研究所法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第195号
◎独立行政法人食品総合研究所法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第196号
◎独立行政法人国際農林水産業研究センター法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第197号
◎独立行政法人森林総合研究所法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第198号
◎独立行政法人水産総合研究センター法案	11.11. 8	11.11.25	11.12.14	11.12.22 法律第199号
◎農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	(145国会から) 継続審議		11.12. 7	継続審議

12月2日に提案理由説明を聴取し、翌3日から審査が行われ、13日に同特委で可決され、翌14日に（参）本会議で可決され、成立した。

（3）会期末の状況

前国会に提出され、継続審査となっていた衆議院比例代表定数を50削減するための公職選挙法案については、12月14日に自民、明改は削減を20とする修正案を提出し、（衆）政治倫理・公選特別委員会で採決を行った。また、これに先立ち、政治家個人への企業・団体献金を禁止するための政治資金規正法改正案を委員会提出するとともに、政党への企業・団体献金の見直し条項を削除する政治資金規正法改正案の修正議決を行った。

これに反発して、野党が内閣不信任決議を提出しようとする動きがあったが、同日、伊藤（衆）議長の裁

定を与野党が受け入れたことにより、政治家個人への企業・団体献金を禁止する政治資金規正法改正案は同日夜の（衆）本会議で可決され、会期終了日である翌15日に（参）地方行政・警察委員会及び（参）本会議で可決され、成立したものの、他の2法案については衆議院で継続審査とすることとなった。

第4節 災 害 対 策

平成10年は、8月から10月にかけて、前線や台風による大雨や強風が集中したこと等により、農林水産業関係で各地に甚大な被害が発生した。

梅雨入りは各地とも平年より早く、5月から低気圧や前線の影響により大雨がしばしば発生した。

8月になっても前線が日本付近に停滞しやすい状況

が続き、各地に記録的な豪雨をもたらした。特に顕著だったのは、8月4日の新潟県を中心とした豪雨と、8月末の東北地方や関東地方を中心とした豪雨である。

9月後半には、5個の台風(台風第5、6、7、8、9号)が相次いで発生し日本へ接近した。このうち台風5、7、8号は日本に上陸し、各地で大雨や豪雨・強風をもたらした。また、台風の接近に伴い、前線の活動が活発となり大雨となることも多かった。

9月末、前線が日本付近に停滞し9月24日～25日、高知県で記録的な豪雨となった。10月中旬、台風第10号が日本に上陸し、西日本を中心に大雨や暴風となった。これらの豪雨及び台風等により、農地・農業用施設、林道、森林、農作物等に甚大な被害が発生した。

このほか、大雪、干ばつ、天候不順による農作物等の被害も発生した。

このようなことから、平成10年の農林水産業被害は、総額約6,804億円となった。

主な災害の概要及び災害対策の概要等は、以下のとおりである。

1 台風等豪雨災害

(1) 平成10年8月上旬豪雨

ア 被害の概要

8月3日夜頃、日本海中部から新潟県付近に延びた梅雨前線が活発となり、4日日中にかけて新潟県を中心に大雨(新潟市の日降水量265mm)となった。

また、6日夜から7日朝にかけても、前線により東北地方や北陸地方などで強い雨となった。

本災害による主な被害は、農地約46億円、農業用施設約84億円、林地荒廃等約238億円、林道約78億円、農作物約31億円等となった。

イ 農林水産省の対応状況

現地に担当官を派遣し、農地等の被害状況の把握を行った。

国は、この集中豪雨による災害に対し、「平成10年5月24日から8月31日までの間における前線による豪雨により発生した災害」として、激甚災害の指定を行った(平成10年10月16日政令第325号)。

ウ 講じた主な対策

農林水産省は、

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業等
- ② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、

森林災害共済金の支払い

を実施した。

(2) 平成10年8月末豪雨

ア 被害の概要

8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、さらに南海上をゆっくりと北上した台風第4号の影響で、前線の活動が活発な状況となった。

このため、北日本や東日本の各地で大雨となり、栃木県北部や福島県、静岡県東部や神奈川県西部などで記録的な豪雨となった。特に、26日夜から27日朝にかけて栃木県、福島県の県境付近の豪雨は著しく、栃木県那須町では27日に600mmを超える日降水量を観測した。また、26日0時から31日24時までの総降水量は、平均的な年間降水量の3分の2以上となる1,254mmとなった。

本災害による主な被害は、農地約132億円、農業用施設約278億円、林地荒廃等約304億円、林道約121億円、農作物等約81億円等となった。

イ 農林水産省の対応状況

林野庁では、8月27日「林野庁8.27集中豪雨災害対策本部」を、農林水産省においては、被害状況の早期把握と適切な対応をとるために、8月28日「平成10年8月豪雨災害対策本部」を設置した。さらに、9月5日に農林水産大臣が福島県及び栃木県を視察するとともに、両農林水産政務次官他担当官を両県及び宮城県に派遣した。

国は、この集中豪雨による災害に対し、「平成10年5月24日から8月31日までの間における前線による豪雨により発生した災害」として、激甚災害の指定を行った(平成10年10月16日政令第325号)。

ウ 講じた主な対策

農林水産省は、

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業等
- ② 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金の支払い

等を実施した。

(3) 台風第5号

ア 気象の概況

台風第5号は、9月14日に小笠原の南海上で台風となり、北上しながら大型で並みの強さとなり、9月16日午前4時半頃、中心気圧965hpa、中心付近の最大風速30m/sの勢力で静岡県御前崎付近に上陸した。台風

は上陸後も勢力を保ち、関東地方を通過して東北地方に達したときには超大型で並みの強さとなった。その後、日高沖へ進み釧路市付近に再上陸し、北海道東部で温帯低気圧に変わった。この台風の影響で、北海道から中国地方にかけての各地で大雨となり、北日本や東日本の多い所で、15日から17日の総降水量が300mmを超えた。特に北海道広尾町で16日の日降水量は346mmとなった。

イ 被害の概要等

本災害による主な被害は、農地約16億円、農業用施設約81億円、林地荒廃等約129億円、林道約75億円のほか、農作物等にも被害が発生した。

ウ 農林水産省の対応状況

国は、この集中豪雨による災害に対し、「平成10年9月15日から10月2日までの間における前線による豪雨及び暴風雨により発生した災害」として、激甚災害の指定を行った（平成10年12月2日政令第380号）。

エ 講じた主な対策

農林水産省は、

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業、海岸保全施設等災害復旧事業等
- ② 金融対策として、天災融資法の発動（平成10年9月15日から10月2日までの間における前線による豪雨及び暴風雨）、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金、漁船損害等保険金の支払い等を実施した。

(4) 台風第7号、第8号

ア 気象の概況

台風第7号は、9月17日にフィリピンのルソン島沖で台風となり、南大東島の北海上に達した21日には中型で強い勢力となり、西日本の南海上に北東へ進んだ。また、20日に南大東島の南東海上に発生した台風第8号は、紀伊半島の南海上に北上し、台風第7号より早く本州に接近し、小型で弱い勢力で21日16時前、中心気圧994hpa、中心付近の最大風速25m/sの勢力で和歌山県田辺市付近に上陸した。台風第8号は、紀伊半島を北上し、21日21時、琵琶湖の北で弱い熱帯低気圧に変わった。これに続き、西日本の南海上に北上していた台風第7号は、暴風域を広げながら北東に進み、22日13時過ぎ、中型で強い勢力を保ちながら、中心気圧960hpa、中心付近の最大風速40m/sの勢力で和歌山県御坊市付近に上陸した。台風第7号は、近畿地方を通過して富山湾に進み、その後進路を東寄りに変え、22日

21時過ぎに、中型で並みの強さの勢力で、山形県鶴岡市付近に再上陸した。その後、東北地方を通過して北海道の南海上に進み、23日9時、温帯低気圧に変わった。

イ 被害の概要等

本災害による主な被害は、農地約92億円、農業用施設約132億円、林地荒廃等約251億円、林道約84億円、営農施設等約119億円、森林約209億円等となり、農作物は、台風第5、6、9号を含め約777億円となった。

ウ 農林水産省の対応状況

農林水産省としては、現地に担当官を派遣し、果樹及び森林等の被害状況の把握を行うとともに、「平成10年9月15日から10月2日までの間における前線による豪雨及び暴風雨」として、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法を適用（平成10年12月2日政令第381号）し、被害を受けた農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する措置を講じた。また、被害果実の有効利用を図るための消費宣伝等のほか、被害を受けた果樹園の復旧のための改植、防風施設の整備等を実施した。

さらに、森林災害の早期復旧を図るため、森林災害復旧事業により、被害木の整理等を実施した。

国は、この台風による災害に対し、「平成10年9月15日から10月2日までの間における前線による豪雨及び暴風雨により発生した災害」として、激甚災害の指定を行った（平成10年12月2日政令第380号）。

エ 講じた主な対策

農林水産省は、

- ① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、森林災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業等
- ② 金融対策として、天災融資法の発動（平成10年9月15日から10月2日までの間における前線による豪雨及び暴風雨）、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等
- ③ 保険対策として、農業共済金、森林国営保険金、森林災害共済金、漁船損害等保険金の支払い等を実施した。

(5) 平成10年9月23日から25日の大雨

ア 災害の状況

9月23日、北海道の東海上で台風第7号から変わった温帯低気圧は、東に進み、低気圧から伸びる前線が本州南岸から四国沖に伸びた。この前線に南から非常に湿った暖かい空気が流れ込み、23日以降ほぼ全国的に大気の状態が不安定になった。23日夜から前線の活動が活発になり、24日にかけては東海から紀伊半島で、

また、24日から25日にかけては四国地方を中心とした西日本で大雨となった。23日0時から25日15時までの総降水量は、多いところで、静岡県で250mmを超え、高知県では1,000mm近い雨となった。特に、高知県では、24日8時から24時間の総降水量が、土佐山田町繁藤で995mm、南国市後免で877mm、高知市高知で874mmと記録的な豪雨となった。なお、高知市における24日の日降水量は628.5mmと従来の記録を更新した。

本災害による主な被害は、農地約44億円、農業用施設約98億円、林地荒廃等約124億円、林道約16億円のほか、農作物等にも被害が発生した。

イ 農林水産省の対応状況

国は、この集中豪雨による災害に対し、「平成10年9月15日から10月2日までの間における前線による豪雨及び暴風雨により発生した災害」として、激甚災害の指定を行った（平成10年12月2日政令第380号）。

ウ 講じた主な対策

農林水産省は、

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業等

② 金融対策として、天災融資法の発動（平成10年9月15日から10月2日までの間における前線による豪雨及び暴風雨）、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林災害共済金の支払い

等を実施した。

(6) 台風第10号

ア 気象の概況

台風第10号は、10月11日にフィリピン東海上で台風となり、一時大型で猛烈な台風に発達したが、やや勢力を弱めながら北上し、16日4時過ぎに与那国島を暴風域に巻き込み、17日16時30分頃、大型でなみの強さの勢力で、鹿児島県枕崎市付近に上陸した。その後、九州南部から北東に進み、豊後水道を通過して、17日21時頃、中型でなみの強さの勢力を維持して、高知県宿毛市付近に再上陸した。その後、スピードを速めながら、四国地方を北東に進み、中国地方の東部を横断して、18日2時には日本海に達した。台風は、佐渡沖から北東へ進み、18日9時、青森県の西の海上で温帯低気圧に変わった。

台風は、中心から東側に広い強風域を持ち、また、日本付近の前線の影響で、南西諸島から西日本にかけての広い範囲で大雨となり、徳島県、愛媛県、大分県では、17日の日降水量が、300mmを超える大雨となった。

イ 被害の概要等

本災害による主な被害は、農地約211億円、農業用施設約276億円、林地荒廃等約11億円、林道約24億円、農作物約102億円等となった。

ウ 農林水産省の対応状況

国は、この台風による災害に対し、「平成10年10月15日から同月18日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」として、激甚災害の指定を行った（平成10年12月16日政令第397号）。

エ 講じた主な対策

農林水産省は、

① 施設等の復旧対策として、農地・農業用施設災害復旧事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業、農林水産業共同利用施設災害復旧事業等

② 金融対策として、天災融資法の発動（平成10年9月15日から10月2日までの間における前線による豪雨及び暴風雨）、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

③ 保険対策として、農業共済金、森林災害共済金、漁船損害等保険金の支払い

等を実施した。

2 その他の災害

(1) 1月の東北・関東・甲信地方の大雪災害

ア 災害の状況

1月、本州南岸を低気圧が発達しながら東進し強い寒気も南下したため、関東甲信と東北を中心に大雪が降った。このため、果樹に樹体の損傷、野菜に凍害、茎葉の損傷等の被害が発生した。

農作物等に、被害面積1,210ha、約19億円、営農施設等に約62億円の被害が発生した。

イ 農林水産省の対応状況

2月14日に山梨県を農林水産大臣が視察した。

ウ 講じた主な対策

農林水産省は、

① 金融対策として、既往貸付制度資金の償還条件の緩和等

② 保険対策として、農業共済金の支払い
を実施した。

(2) 春以降6月中旬までの天候不順

春以降、南の亜熱帯低気圧が強く高温傾向が続き、断続的に低気圧や前線の影響を受け、関東以西は多雨・日照不足の傾向が6月中旬まで続いた。このため、麦類、野菜、水稻、ばれいしょ、肥飼料作物、果樹、工芸農作物等に生育の抑制や病虫害の発生等による被害が発生した。

農作物に、被害面積19万2,200ha、約378億円の被害が発生した。

(3) 7月から9月上旬にかけての干ばつ

7月から9月上旬にかけて太平洋高気圧の影響により、九州南部から南西諸島にかけて晴れの日が続き降水量が極端に少なかった。このため、工芸農作物や果樹に生育の抑制や肥大不良等の被害が発生した。

農作物に、被害面積6,180ha、約18億円の被害が発生した。

(4) 岩手県内陸北部の地震災害

ア 災害の状況

9月3日16時58分、岩手県の内陸北部、岩手山付近を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、岩手県雫石町長山で震度6弱、雫石町千苅田、秋田県田沢湖町生保内で震度4を観測した。この地震により、雫石町内の9人が軽傷被害を負った。また、3路線の道路で法面崩壊、落石、クラックが発生し通行止めとなった。特に、雫石町にある滝ノ上温泉へ通じる県道西山生保内線が、土砂崩れにより全面通行止めとなり、宿泊者等約100名が孤立状態となった。

イ 農林水産省の対応状況

地震直後直ちにダム、ため池等主要所管施設において、緊急点検を実施するとともに、関係県に対し緊急点検等を実施するよう指導した。

3 農林水産業防災対策関係予算

11年度の農林水産業防災対策関係予算は、表4のとおりである。

表4 農林水産業防災対策関係予算

		(単位：千円)
事	項	11年度予算額
1	科学技術の研究	596,340
	農作物災害防止等	544,074
	漁船の転覆事故防止	16,300
	治山技術の確立、森林災害の防止	35,966
2	災害予防	29,518,214
(1)	教育訓練	1,416
	機関検診技術員の研修等	1,416
(2)	防災施設設備の整備	29,456,772
	林野火災予防施設の整備等	2,548,815
	防災営農対策事業	1,908,159
	地域振興課	1,900,059
	資源課	8,100
	防災林業対策事業	4,329
	防災漁業対策事業	—
	緊急時の農業水利施設の活用	510,000

農業農村防災対策強化計画検討調査	—
農山村の防災機能強化の促進	4,135,469
農村総合整備(緊急防災型)	2,686,000
農村緊急防災型	8,000
林道事業防災林道開設・整備	191,469
防災対策林道機能強化	1,250,000
漁港漁村の防災対策施設の整備	20,350,000
(3) その他	60,026
乾パン等の備蓄	5,082
災害用種子の予備貯蔵	1,362
林野火災予防啓発普及活動	6,175
国際防災の10年の推進	6,472
情報収集・伝達体制の整備	29,055
総務課	25,715
地方課	3,340
山地防災体制の整備	11,880
3 国土保全	332,104,902
(1) 治山事業	169,363,444
国有林治山事業	32,302,000
民有林直轄治山事業	8,367,910
治山事業	8,268,230
治山激甚災害対策特別緊急事業	—
治山計画等に関する調査	99,680
民有林補助治山事業	128,693,534
治山事業	127,504,534
国有林野内補助治山事業	1,189,000
(2) 地すべり対策事業	31,444,308
構改局分 直轄	6,157,000
防災課	6,016,000
資源課	141,000
補助	8,142,752
林野庁分 直轄	4,881,556
補助	12,263,000
(3) 海岸保全事業	29,670,000
構改局分 直轄	4,167,400
補助	9,480,600
水産庁分 直轄	35,600
補助	15,986,400
(4) 農地防災事業	90,230,226
国営総合農地防災事業	21,396,321
農地防災事業	66,612,589
水資源開発公団	2,199,736
ため池防災対策調査	10,310
地域総合農地防災計画調査	2,420
国営総合農地防災事業等推進調査	8,850
農地保全地域防災対策調査	—